

# 資料 3-3 (参考)

## こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

事務連絡

令和6年6月26日

### 一部抜粋

各都道府県こどもの貧困対策主管課  
各政令指定都市こどもの貧困対策主管課

御中

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）  
こども家庭庁支援局家庭福祉課  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
厚生労働省政策統括官付政策統括室  
厚生労働省社会・援護局保護課  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

#### こどもの貧困対策の推進に関する法律の改正について

超党派の議員立法による「こどもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が第213回国会において成立し、本日令和6年法律第68号として公布されました。

- ① 今般の改正においては、こどもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれています（別添1～4参照）。

各地方公共団体におかれては、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第1項及び第2項に規定する都道府県こども計画及び市町村こども計画（以下「自治体こども計画」という。）について、改正法による改正後のこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第10条第1項及び第2項に規定する都道府県計画及び市町村計画も一体のものとして作成することができる計画と規定されていることに留意しつつ、関係部局が密接に連携して、法の趣旨を踏まえ、こどもの貧困対策を盛り込んだ自治体こども計画を策定することが求められます。

この旨、自治体こども計画の御担当等、関係部局に周知いただくとともに、各都道府県のこどもの貧困対策主管課におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対して周知をお願いいたします。

# 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正について

## ●法律の題名の変更

- ① ・ こども大綱（令和5年12月22日）において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられないことがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とする。
- ・ 題名の変更に伴い、「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更

## ●目的や基本理念の充実 **第1条・第3条**

- ・ こども大綱の記述を踏まえて、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化
  - ・ 「基本理念」に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び
- ② 「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことを明記

## ●大綱において定める指標の追加 **第9条第2項**

- ・ 政府において令和5年4月に「養育費受領率の達成目標」が定められたことを踏まえ、こども貧困大綱において定める指標に「ひとり親世帯の養育費受領率」を追加

## ●大綱への関係者の意見反映の規定の新設 **第9条第3項**

- ・ こども貧困大綱を定める際には、貧困の状況にあるこども及びその家族等関係者の意見反映に必要な措置を講ずる規定を新設

## ●民間の団体の活動の支援の規定の新設 **第15条**

- ・ 民間の団体が行う支援活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずる規定を新設

## ●調査研究の充実や成果の活用推進の追加 **第16条**

- ・ 「こどもの貧困の実態」「貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方」「地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方」など調査研究の対象を明記
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証や成果の活用の推進を明記

## ●検討 **附則第3条**

- ・ 本法施行後5年を目途として、新法の規定について検討し、所要の措置を講ずる規定を設ける。

※ 施行日：本法公布日から3月以内に政令で定める日

事項を定めることにより、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「子ども」とは、子ども基本法第二条第一項に規定する子どもをいう。

(基本理念)

第三条 この子どもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

④ ⑨

2| この子どもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、この現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

3| この子どもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会

(新設)

第二条 この子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

(基本理念)

(新設)

2| この子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によつて左右されることのない社会を実現する

を実現することを旨として、子ども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

4 | 子どもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

5 | 子どもの貧困の解消に向けた対策は、子どもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、子どもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

6 | 子どもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)のつとり、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

ことを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

(新設)

3 | 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 | 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)のつとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。